

かながわ食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 健全な食生活を実践できる人間を育てるための食育の推進に向けて、関係局が連携を図りながら、総合的に取り組むため、「かながわ食育推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、食育に関する次の事項を所掌する。

- (1) 施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 食育推進に係る計画に関すること。
- (3) 食育に係る調査・情報交換に関すること。
- (4) その他、食育の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる座長、副座長及び委員で構成する。

- 2 座長は健康医療局長を、副座長は環境農政局長を充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長は必要に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として出席させることができる。

(会 議)

第4条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の委員による会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の所掌事項について協議調整を行う。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は、健康増進課長を、副幹事長は、環境農政局企画調整担当課長を充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の者を幹事として出席させることができる。
- 8 幹事長が必要と認める場合は、議題に関係ある特定の幹事による会議を開催することができる。

(部 会)

第6条 食育に係る施策の円滑な推進を図るため、幹事長は幹事会に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶 務)

第7条 推進会議及び幹事会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年1月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

座 長	健康医療局長
副座長	環境農政局長
委 員	福祉子どもみらい局長 教育局長

別表2 (第5条関係)

幹 事 長		健康医療局保健医療部健康増進課長	
副幹事長		環境農政局総務室企画調整担当課長	
幹 事	くらし安全防災局	くらし安全部	消費生活課長
	環境農政局	環境部	資源循環推進課長
		農水産部	農政課長 農業振興課長 農地課長 畜産課長 水産課長
	福祉子どもみらい局	子どもみらい部	次世代育成課長 私学振興課長
	健康医療局	総務室企画調整担当課長	
		生活衛生部	生活衛生課長
	教 育 局	指導部	保健体育課長
		支援部	子ども教育支援課長
生涯学習部		生涯学習課長	